

1%のいずれかを選択)

(イ) 12年産の補てん基準価格の算出方法の特例

直近3ヶ年平均の原則を維持しつつ、11年産価格の下落による激変を緩和するため、補てん金を加味した水準を11年産の価格とみなして算出

(ウ) 稲作主業認定農家に対する補てん割合の引上げ  
選択による生産者拠出及び政府助成の引上げを前提とした補てん割合の引上げ(8割→9割)

(エ) 計画的生産実施者が出荷する計画外流通米(一定の要件に合致するもの)も対象に追加(生産者拠出2%, 政府助成4%, 補てん割合6割)

③ 12年産政府買入価格は現行算定方式に基づき適切に決定する。また売渡価格も適切に決定する。

④ 食料・農業・農村基本計画及び健全な食生活に関する指針の策定とあわせて、効果的な米の消費拡大対策を推進する。

⑤ 食糧援助については、国際ルールとの整合性や財政負担等に留意しつつ、適切に対応する。

### 第3節 麦類の需給及び価格の安定を図るための措置

#### 1 新たな麦政策

##### (1) 基本的考え方

ア 麦は、米に次ぐ主要食糧穀物であり、生産性の高い水田営農や合理的な輪作体系の下での畑作営農の確立を図る上で不可欠な作物である。

イ しかしながら、生産・流通・加工の各面で多くの問題が生じていることから、「民間流通への移行を契機とし、生産者が創意工夫・努力すれば報われ、実需者もこれを希望して需(もと)める、その結果、我が国の麦作が定着し、麦自給率の向上を一步進めていく」ことを基本的考え方とする「新たな麦政策大綱」を平成10年5月29日に策定した。

ウ 「新たな麦政策」への転換のスピードは、同大綱に示された転換プログラムを踏まえ、十分実態に即したものとしよう留意する。

##### (2) 「新たな麦政策大綱」の推進状況

「新たな麦政策大綱」の趣旨に即し、麦作農家及び麦関連産業の将来展望を切り拓いていくため、次のとおり各般の施策を総合的に推進している。

ア 国内産麦

(イ) 民間流通の仕組みの構築

平成10年6月に、民間流通の仕組みを構築するため、生産者、実需者、行政を構成員とする「民間流通検討

会」を設置し、累次の検討を重ねた結果、同年12月9日に「民間流通検討会報告書」を取りまとめ。

同報告書の趣旨に即し、11年1月に設置された、生産者団体及び実需者団体の共催による「民間流通連絡協議会」において協議が進められた結果、同年6月22日に「初年度(平成12年産麦)における民間流通の仕組み」を取りまとめ。

(イ) 麦の民間流通への移行に必要な「麦作経営安定資金」の導入

11年6月に、初年度(平成12年産麦)における「麦作経営安定資金」の具体的水準、次年度以降の「麦作経営安定資金」の算定の考え方等を決定。

(ウ) 民間流通への取組状況

「麦作経営安定資金」を含む初年度(平成12年産麦)における民間流通の仕組みが構築されたことを踏まえ、合意の整った地域から順次移行。

現時点では、初年度においては、主産地を含む24道県、流通量のうち麦種別に見れば8~9割以上の麦が民間流通に移行する見込み。

また、13年産麦については、平成12年5月8日に開催された民間流通連絡協議会において「国内産麦における民間流通の仕組み」が決定され、7月に開催された情報交換のための民間流通連絡協議会において、入札に向けた生産及び実需による情報交換が行われ、第1回入札が8月10日に、第2回入札が8月30日に実施されることとなった。

(エ) 「災害収入共済方式」の導入

災害農家の経営安定を図るため、収量の減少又は品質の低下を伴う生産金額の減少を補てんする「災害収入共済方式」を試験的に導入すること等を内容とする農業災害補償法の改正法(平成11年法律第69号)が11年6月11日に公布。政省令を12年3月に改正し、今後、地域指定及び改定料率の告示を行い、9月には13年産麦について引受を開始する予定。

また、災害収入共済方式が導入されたことに鑑み、13年産麦からの国内麦流通円滑化特別対策の在り方について検討。

(オ) 「麦新品種緊急開発プロジェクト」の創設等による新品種開発の加速的推進

地域毎に、早生性、製麺性等に優れた有望系統について、13年度までに品種として開発・実用化することを目指し、品種開発段階から実需者等の意向を反映するため、全国及び地域別に麦類研究推進協議会を設置するほか、関係機関(国立9場所、道県26場所)の研究スタッフを総動員した大型プロジェクトチームを創設する等研究推進体制を整備して、緊急の開発プロジ

エクトを推進中。

11年度は、早まき栽培により作期の前進化が可能な小麦農林145号「イワイノダイチ」（九州農試育成）、滑らかなめん食感をもつ小麦農林147号「あやひかり」（農研センター育成）等5品種を命名登録。

#### (カ) 地域農業確立総合支援高度化事業

水田を中心とした麦・大豆等土地利用型農業経営の確立を図るため、試験研究機関や農協等との密接な連携の下、地域に適合した作目複合栽培技術・経営体系を実証するための普及活動を重点的に展開。

#### (キ) 農業生産総合対策事業

民間流通に対応した産地の育成を図るため、全国の各産地において産地協議会を設置し、産地毎の振興目標を明確化するとともに、その達成に向けて、栽培技術マニュアルの策定、品質管理システムの構築、期間借地等による麦を含めた土地利用型作物の担い手の育成・規模拡大、大規模乾燥調製施設の整備等を集中的に推進。

#### (ク) 高生産性農業集積促進事業（非公共）

ほ場整備を契機とした麦・大豆等の作付けの集団化を促進するため、土地利用率の向上、畑利用水田の集積の実績に応じて促進費を交付。

#### (ケ) ほ場整備事業（公共）

##### うち担い手育成型

土地利用型農業の活性化に資する大区画ほ場の整備及び水田の汎用化を推進するとともに、担い手への農地利用集積を着実に推進。

#### (コ) 土地改良総合整備事業（公共）

##### うち水田農業振興緊急整備型

麦・大豆等の土地利用型作物の生産振興に資する水田の汎用化等を緊急に実施するため、排水対策を充実・強化し、土づくり対策を生産基盤整備と一体的に推進。

#### (カ) 畑地帯総合整備事業（公共）

##### うち担い手支援型

良質麦生産地域における土層改良対策等により、畑地帯における担い手農家の経営の安定・合理化を着実に推進。

#### イ 外国産麦

政府管理経費の節減、大型船の活用による輸入コストの削減、備蓄水準の弾力的運用、在庫保有の官民分担関係の適正化（製粉企業における在庫水準の積増し措置）等を計画的に実施。

#### ウ 麦加工産業

#### (ア) 経営判断指標の策定

製粉企業における今後の経営判断の指標として、製

造・販売コストの目標（ガイドライン）を11年3月に提示。

#### (イ) 製粉企業再編整備特別対策事業

専増産ふすま工場の一般製粉工場化、企業再編に伴う物流・研究機能の強化等に必要な支援を実施。

#### (ロ) 製粉用小麦の売却方法の改善

過去の買受実績に基づく売却運用を廃止し、11年度から実需者の希望に基づいて売却する方法に改善。

#### エ 飼料用麦等

#### (ア) 流通飼料生産流通体制合理化推進事業

専増産ふすまの代替飼料を含む飼料用麦関連飼料の利用促進及び生産・流通の合理化を図るため、飼料用麦関連飼料の内外の需給・価格動向の収集・提供、利用技術の普及・啓発等を実施。

#### (イ) 製粉企業再編整備特別対策事業（前掲）

(ロ) 飼料用麦の輸入における売買同時契約方式（SBS）の導入

飼料用麦の輸入について、国家貿易の枠内において輸入方法の弾力化や多様化等を図り、個別の需要にきめ細かく対応した品質・価格での供給を可能とするため、11年度から売買同時契約方式（SBS）を導入。

今後、実施状況を勘案しつつ、段階的に数量を拡大。

## 2 民間流通への取組状況

(1) 「麦作経営安定資金」を含む初年度（平成12年産麦）における民間流通の仕組みが構築されたことを踏まえ、合意の整った地域から民間流通へ順次移行。

(2) 現時点では、初年度（平成12年産麦）においては、主産地を含む24道県、流通量のうち麦種別に見れば8～9割以上の麦が民間流通に移行する見込み。

・平成12年産麦について民間流通に移行する道県  
北海道、山形、茨城、栃木、群馬、埼玉、富山、石川、福井、長野、岐阜、愛知、三重、滋賀、奈良、岡山、山口、香川、愛媛、福岡、佐賀、熊本、大分、鹿児島

## 3 麦類の需給

### (1) 麦類需給計画

11年度の食糧用麦類の需給計画は、次のような考え方で策定した。

#### ア 買入量

(ア) 国内産小麦の買入量は、最近の作付面積及び単収等を考慮して57万5千tと見込み、大・はだか麦についても小麦と同様な考え方により大麦6万7千t、はだか麦1万7千t、計8万4千tと見込んだ。

(イ) 外国産小麦の買入量は、総需要量のうち、内麦

の供給で不足する分について行うという基本的な考え方のもとに591万1千tを見込んだ。外国産大・はだか麦についても小麦と同様な考え方により25万5千tを見込んだ。

イ 需要量

(ア) 小麦

主食用については、最近における小麦粉の需要動向等を考慮して605万8千t、しょう油等の固有用途用についても、最近の需要動向等を考慮して15万7千t、合計621万5千tを計上した。

(イ) 大・はだか麦

主食用については、最近の精麦需要の動向等を考慮して27万3千t、麦茶用等の固有用途用についても、最近の需要動向等を考慮して4万4千t、合計31万7千tを計上した。

ウ 期末持越量

国内産麦については、年間均等に売却することを前提に、11年度の買入見込量から当年度の売却見込量を差し引き小麦は28万1千t、大・はだか麦は4万9千tを見込んだ。

外国産麦については、小麦は月平均需要量の2.6か月分に相当する122万1千t、大・はだか麦は7万2千tを見込んだ。

(2) 麦類需給実績

11年度の食糧用麦類の需給実績は、次のとおりとなった。

ア 買入量

(ア) 国内産麦の買入量は、小麦54万t、大・はだか麦8万5千t(大麦6万8千t、はだか麦1万7千t)となり、当初計画に比べ、小麦は3万5千tの減少、大麦は1千t増、はだか麦は増減なし、大・はだか麦計では1千t増となった。

(イ) 外国産麦の買入量は、小麦455万6千t、大・はだか麦19万3千tとなり、当初計画に比べ、小麦は135万5千t、大・はだか麦は6万2千tそれぞれ減少した。

イ 需要量

(ア) 小麦

主食用は501万6千t、固有用途用は14万1千tとなり、当初計画に比べ、主食用は104万2千t、固有用途用は1万6千tそれぞれ減少し、合計で515万7千tとなった。

(イ) 大・はだか麦

主食用23万5千t、固有用途用(麦茶用等)4万8千tとなり、当初計画に比べ、主食用は3万8千t減少、固有用途用は6千t減少となり、合計で28万3千tとなった。

ウ 期末持越量

国内産麦については、小麦28万3千t、大・はだか麦4万4千tとなり、当初計画に比べ、小麦は2千t増加、大・はだか麦は5千tの減少となった。外国産麦については、小麦は114万2千t、大・はだか麦4万5千tとなり、当初計画に比べ、小麦は7万9千t減少、大・はだか麦は2万7千tの減少となった。

4 11年産麦の集荷

(1) 政府買入れのための諸措置

ア 11年産麦の政府買入れについては、6月10日に買入条件を設定した。

イ 11年産麦の政府買入価格は、次のとおり決定され、6月10日、農林水産省告示第823号をもって告示された。

小 麦	(銘柄II・1等正味60kgにつき)	8,893円
大 麦	(銘柄II・1等正味50kgにつき)	6,384円
はだか麦	(銘柄II・1等正味60kgにつき)	9,197円

ウ 11年産の政府買入数量は次のとおりである。

	11年産	10年産	前年比
小 麦	540,010	526,293	102.6
大 麦	67,938	55,759	121.8
はだか麦	17,135	9,293	184.4
合 計	625,083	591,345	105.7

5 麦管理改善対策から民間流通促進対策へ

(1) 11年産麦についての実施状況

ア 小麦

(ア) 11年産小麦の流通契約の基準となる数量(契約基準数量61万7千t)及び流通契約諸条件については、10年7月24日に開催された事前協議会(生産者団体及び実需者代表等で構成)において合意決定された。

この契約基準数量に基づき、生産者と実需者との間で製粉用60万t、固有用途用(醤油等)1万7千t、計61万7千tの流通契約(当初契約)が締結された。(表5)

(イ) 11年産の政府買入数量は、54万tと契約基準数量を大幅に下回るものとなった。

このため、収穫時における流通契約については、生産者と実需者の話し合いにより原則として当初契約を一律に圧縮する形で全量が契約締結された。

イ 大・はだか麦

(ア) 11年産大・はだか麦の契約基準数量(11万t)及び流通契約諸条件については、10年7月24日に開催さ

れた事前協議会において合意決定された。

この契約基準数量に基づき、生産者と実需者の間で、精麦用9万3千t、麦茶用等1万7千t、計11万千tの当初契約が締結された。(表5)

(イ) 11年産の政府買入数量は、8万5千tと契約基準数量を大幅に下回るものとなった。

収穫時の流通契約については、実需者団体間で調整を行い締結された。

表5 小麦及び大・はだか麦の契約締結状況

種 類	11年産	
	(単位：千t)	
小麦		
契約基準数量	617.4	
当初契約数量	617.4	
未契約数量	0	
政府買入数量	540	
契約麦	540	
非契約麦	0	
大・はだか麦		
契約基準数量	110.0	
	小粒大麦	31.4
	大粒大麦	59.1
	はだか麦	19.6
当初契約数量	110.0	
未契約数量	0	
政府買入数量	85	
契約麦	55	
非契約麦	0	

(2) 12年産麦契約の基本事項

12年産麦から民間流通へ移行することとなり、民間流通連絡協議会において需要と生産のミスマッチの解消に向けた協議、民間取引の基本事項の策定及び見直し等を行い播種前契約を前提に開催されることとなった。

12年産麦の流通契約の基本条件等については、11年8月31日に開催された民間流通連絡協議会において、情報交換が実施されるとともに次のとおり合意決定された。

ア 販売予定数量	(千t)		
	民間流通麦	政府麦	計
小麦	625	21	656
小粒大麦	24	4	28
大粒大麦	41	6	47
はだか麦	15	2	17
計	705	33	738

イ 条件付契約麦の対象と生産者負担金の基準額等 (表6)

ウ 情報交換の内容

- ・ 銘柄に対する評価
- ・ 良品質麦の生産計画
- ・ 主要産地別銘柄に対する評価
- ・ 麦の需給状況及び国内産麦の品質状況
- ・ 入札の仕組み及び義務上場数量及び基準価格
- ・ その他

エ 契約生産奨励金

11年8月31日に開催された契約生産奨励金基準額決定委員会において、12年産麦に係る契約生産奨励金の交付要件及び基準額の見直し等が決定された。(表7)

(3) 民間流通に係る入札結果

ア 本邦初演となる12年産民間流通麦の入札は、平成11年9月22日に社全国米麦改良協会を実施主体として実施された。

(2) 入札結果は、全体としてみれば、産地別銘柄の需給動向や品質評価が的確に反映された価格形成が図られた。(表8)

(4) 民間流通麦の相対取引の実施

入札結果を踏まえ、価格については、入札の指標価格を基本とし、数量は12年産の販売予定数量から入札における落札数量を差し引いた数量を相対数量として、平成11年10月29日に売り手から買い手に提示された。

相対提示を受け、売り手・買い手で協議が進められた結果、販売予定数量の全量が結び付くことができ、入札・相対の結果を踏まえ、小麦625千t、小粒大麦24千t、大粒大麦41千t、はだか麦15千t、計705千tが通常契約の締結が行われた。

(5) 政府麦契約

民間流通へ移行されなかった麦については、引き続き播種前契約を前提として政府買入を行うこととされ、平成12年2月15日に政府麦に関する検討会において民間流通へ移行できなかった要因の検討及び政府麦の結び付き等について協議された結果を踏まえ、小麦21千t、小粒大麦4千t、大粒大麦6千t、はだか麦2千t、計33千tが政府麦として契約された。

6 売 却

(1) 製粉用玄麦(小麦)の売却実績

11年度における製粉用玄麦の売却実績は、内麦51万6千t(10%)、ソフト系外麦132万9千t(26%)、セミハード系48万4千t(10%)、ハード系外麦268万7千t(54%)で、対前年比22万2千tの増加となった。

また、売却数量のうち外麦の産地国別の売却割合は、アメリカ産254万9千t(WW70万2千t、SH48万4千t、HP32万2千t、DNS104万1千t)で57%、カナダ産132

表6 条件付契約麦の対象と生産者負担金の基準額等

I 平成12年産小麦の条件付契約麦の対象と生産者負担金の基準額等は次のとおりとする。

1. 民間流通麦

項 目	対 象	生産者負担金の基準額	考 え 方
(1) 県間流通麦	・ 県間流通する麦	・ 北海道産 146円/60kg (2,433円/t) ・ 都府県産 消費地までの経費実費相当額の一部を負担することとし、県別負担額等については別に定めるところによる。	・ 実需者の引取経費の一部を生産者が負担することにより、当該麦の流通円滑化を図る。
(2) 未集約麦	・ 実需者の引取場所となる1倉庫当たりの規模が30t未満となっている麦 但し、県内実需者等で小口引取が常態化している等のため、特にそのような取扱いを実需者が希望しない場合を除く	・ 1,600円/t	・ 未集約のものについての掛り増し経費増高分の一部を生産者が負担することにより、当該麦の流通円滑化を図る。

<参考> 民間流通麦における包装代の取扱いについて

荷姿（包装形態）は、契約の基本事項として織り込まれることとなるため、契約条件に基づく包装形態の麦については、一定の包装代を実需者が負担することとし、契約条件に反する包装形態の麦については、実需者は包装代を負担しないこととする。

なお、契約条件に基づく包装形態の麦に係る実需者の負担額は次のとおりとする。

紙袋（第一種紙袋）	14円/30kg
麻袋（第一種A麻袋）	65円/60kg
樹脂袋（第一種樹脂袋）	30円/60kg

2. 政府麦

項 目	対 象	生産者負担金の基準額	考 え 方
(1) 遠隔産地麦	・ 北海道産の麦 ・ 関東産の麦で域外（九州，四国）の実需者が引き取る麦 ・ 東北・北陸産の麦で域外の実需者が引き取る麦	・ 北海道産 59円/50kg (1,180円/t) ・ 関東産 47円/50kg (940円/t) ・ 東北・北陸産 32円/50kg (640円/t)	・ 遠隔産地麦については実需者の引取経費が割高となっている実態に鑑みこの引取経費の一部を生産者が負担することにより、当該麦の流通円滑化を図る。
(2) 好まれない荷姿の麦	・ 内麦引取量の全量についてバラ物の引取を希望する実需者に対して、袋物を引き渡した場合の当該袋物の麦	・ 25円/50kg (500円/t) ・ 30円/60kg (500円/t)	・ 実需者が袋物を引取る場合、バラ物に比較して引取経費が割増しとなるばかりでなく、解袋作業、空袋の処分等が必要となること等を考慮して、生産者が一定の負担を行うことにより、当該麦の流通円滑化を図る。
(3) 未集約麦	・ 実需者の引取場所となる1倉庫当たりの規模が30t未満となっている麦 但し、県内実需者等で小口引取が常態化している等のため、特にそのような取扱いを実需者が希望しない場合を除く	・ 1,600円/t	・ 未集約のものについての掛り増し経費増高分の一部を生産者が負担することにより、当該麦の流通円滑化を図る。

II 平成12年産の大・はだか麦の条件付契約麦の対象と生産者負担金の基準額等は次のとおりとする。

1. 民間流通麦

項 目	対 象	生産者負担金の基準額	考 え 方
(1)遠隔産地麦	・北海道産の麦 ・関東産の麦で域外(九州, 四国)の実需者が引き取る麦 ・東北・北陸産の麦で域外の実需者が引き取る麦	・北海道産 59円/50kg (1,180円/t) ・関東産 47円/50kg (940円/t) ・東北・北陸産 32円/50kg (640円/t)	・遠隔産地麦については実需者の引取経費が割高となっている実態に鑑みこの引取経費の一部を生産者が負担することにより, 当該麦の流通円滑化を図る。
(2)未集約麦	・実需者の引取場所となる1倉庫当たりの規模が30t未満となっている麦 但し, 県内実需者等で小口引取が常態化している等のため, 特にそのような取扱いを実需者が希望しない場合を除く	・1,600円/t	・未集約のものについての掛り増し経費増嵩分の一部を生産者が負担することにより, 当該麦の流通円滑化を図る。

〈参考〉 民間流通麦における包装代の取扱いについて

荷姿(包装形態)は, 契約の基本事項として織り込まれることとなるため, 契約条件に基づく包装形態の麦については, 一定の包装代を実需者が負担することとし, 契約条件に反する包装形態の麦については, 実需者は包装代を負担しないこととする。

なお, 契約条件に基づく包装形態の麦に係る実需者の負担額は次のとおりとする。

紙袋(第一種紙袋)	14円/25kg
麻袋(第一種A麻袋)	65円/50kg
樹脂袋(第一種樹脂袋)	30円/50kg

2. 政府麦

項 目	対 象	生産者負担金の基準額	考 え 方
(1)県間流通麦	・県間流通する麦 但し, 4の超過麦は除く	・北海道産 146円/60kg (2,433円/t) ・都府県産 消費地までの経費実費相当額の一部を負担することとし, 県別負担額等については別に定めるところによる。	・実需者の引取経費の一部を生産者が負担することにより, 当該麦の流通円滑化を図る。
(2)好まれない荷姿の麦	・内麦引取量の全量についてバラ物の引取を希望する実需者に対して, 袋物を引き渡した場合の当該袋物の麦	・30円/60kg (500円/t)	・実需者が袋物を引取る場合, バラ物に比較して引取経費が割増しとなるばかりでなく, 解袋作業, 空袋の処分等が必要となること等を考慮して, 生産者が一定の負担を行うことにより, 当該麦の流通円滑化を図る。
(3)未集約麦	・実需者の引取場所となる1倉庫当たりの規模が30t未満となっている麦 但し, 県内実需者等で小口引取が常態化している等のため, 特にそのような取扱いを実需者が希望しない場合を除く	・1,600円/t	・未集約のものについての掛り増し経費増嵩分の一部を生産者が負担することにより, 当該麦の流通円滑化を図る。
(4)超過麦	・当初契約数量の102.5%を越える数量の麦	・消費地までの経費実費相当額とし, 負担額等については, 別に定めるところによる。 但し, 北海道産については消費地までの経費実費相当額として, 8,200円/tを負担する。	・契約数量を上回る麦の流通円滑化を図る。

(注) (1)の県間流通麦の但し書き及び(4)の超過麦の規程については適用しない。

万4千t(CW114万4千t, DRM18万t)で29%, オーストラリア産62万7千t (ASW) で14%となっている。

(2) 固有用途用(小麦)の売却実績

固有用途用については、しょうゆ用等として14万1千t(内麦1万8千t, 小麦12万3千t)を売却した。

(3) 大・はだか麦の売却実績

精麦用としては、23万4千t(国内産大・はだか麦6万5千t, 外国産大・はだか麦16万9千t)を売却した。

麦茶・ビール用等としては、5万5千t(国内産大・はだか麦1万2千t, 外国産大・はだか麦4万3千t)を売却した。

表7 12年産麦契約生産奨励金基準額の  
交付要件及び基準額

1 品質改善奨励額

(1) 交付要件

品位ランクごとの銘柄であって農産物検査の結果1等となった契約麦に交付するものとする。

ただし、タクネコムギ(北海道)、ハルユタカ(北海道)、イチバンボシ(香川、愛媛、大分)及びヒノデハダカ(愛媛)については、2等麦を含む。

(2) 基準額

品位 ランク	小麦(60kg)		大麦(50kg)		はだか麦(60kg)	
	民間流通	政府麦	民間流通	政府麦	民間流通	政府麦
A	600円	400円	500円	330円	600円	400円
B	450円	250円	370円	200円	450円	250円
C	150円	50円	120円	40円	150円	50円
D	0円	0円	0円	0円	0円	0円

2 生産・流通改善奨励額

(1) 交付要件

契約麦に対して交付する。

(2) 基準額

300円/t

3 流通合理化奨励額

(1) 交付要件

- ・民間流通麦のうち、純バラ・フレコン(ハードコンテナ含む)による流通麦
- ・政府麦

(2) 基準額

民間流通麦	民間流通麦として流通する数量に100円/60kgを乗じた額から、民間流通麦に係る生産・流通改善奨励額の交付金を除いた財源を上限として、純バラとバラの取扱数量に基づき交付する。
政府麦	950円/t

表8 平成12年産麦に係る入札結果の概要  
・上場銘柄数・数量

	小麦	小粒大麦	大粒大麦	はだか麦
上場銘柄数	28 (3)	5	7 (2)	3 (1)
上場数量(t)	181,810	5,380	7,830	3,190
落札数量(t)	173,670	5,090	6,810	3,070
落札率(%)	95.5	94.6	87.0	96.2

注：( ) 書きは希望上場銘柄で内数である。

・指標価格の動向

麦種	基準価格対比			計
	上回った銘柄数	同価格銘柄数	下回った銘柄数	
小麦	8	3	17	28
小粒大麦	4	—	1	5
大粒大麦	1	1	5	7
はだか麦	2	1	—	3

## 第4節 倉庫の概況と保管運送

### 1 政府倉庫及び食糧庁指定倉庫の概況

(1) 標準収容力と在庫数量

平成11年4月1日現在の食糧庁指定倉庫の標準収容力(臨時指定倉庫を含む)は、政府倉庫(政府サイロを含む)21万3千t, 農業倉庫(ントリーエレベーターを含む)910万8千t, 集荷商人倉庫52万t, 営業倉庫482万3千t, 民間サイロ354万9千t, 合計1,821万3千tとなり、前年同期に比べて25万8千tの増加となっている。

また、経営主体数は政府倉庫(政府サイロを含む)11, 農業倉庫1,309, 集荷商人倉庫1,062, 営業倉庫(民間サイロを含む)758, 合計3,140であり、前年同期に比べて247減少している。

ントリーエレベーターの収容力は年々増加してきており、11年4月1日現在で6,833本のサイロピンが指定されており、その収容力は187万6千t(もみ)に達している。

一方、政府所有食糧等の在庫数量は、11年11月末現在で516万1千t(うち、国内米250万t)であり、前年同期に比べ49万8千t減少(うち、国内米59万4千tの減少)となっている。

最近3か年の食糧庁指定倉庫の標準収容力及び在庫数量の推移は表9のとおりである。

(注) ラウンドの関係上、内訳と合計が一致しない場合がある。

表9 食糧庁指定倉庫の収容力及び在庫数量

年 度	(単位：千t)	
	標準収容力	在庫数量
9	17,502	5,882
10	17,955	5,659
11	18,212	5,161

(注) 標準収容力は各年度4月1日現在、在庫数量は各年度11月末現在である。

(2) 低温倉庫の概況

11年4月1日現在における食糧庁指定倉庫のうち、低温倉庫の標準収容力は649万5千tであり、44万6千t増加している。

最近3か年の低温倉庫の標準収容力は表10のとおりである。

表10 低温倉庫の標準収容力

年 度	(単位：千t)	
	低 温	
9	5,247	
10	6,049	
11	6,495	

(注) 標準収容力は各年度4月1日現在である。

2 保管料支払実績

11年度政府所有食糧等の保管料支払額は526億円であり、前年度に比べ60億円の減となっている。

表11 11会計年度保管料支払額

種 類	(単位：百万円)			対前年増減 (△)
	営業倉庫	農業倉庫	計	
国内米	23,616	5,487	29,103	△6,812
国内麦	705	1,713	2,419	191
外米	6,248	26	6,274	452
外麦	9,257	—	9,257	352
輸入飼料	5,578	—	5,578	△194
計	45,405	7,226	52,631	△6,011
対前年増減(△)	△3,607	△2,404	△6,011	

3 運 送

運 送 概 況

ア 運送数量

平成11年度における政府米の運送数量については、国内産米、外国産米合わせて826千tとなり、前年度(1,461千t)に比べ635千tの減少となっている。

表12 11会計年度政府米運送実績

種 類	(単位：千t)		
	県間運送	県内運送	計
国内産米	355	277	632
外国産米	154	40	194
合 計	509	317	826
(前年度)	(665)	(796)	(1,461)
前年対比	△156	△479	△635

イ 運送対策

政府米の販売促進を図るため、平成11年度についても次の運送対策を講じた。

(ア) 卸売業者等からのニーズを踏まえて、運送指令(指示)を随時発出。

(イ) 卸売業者等が希望する売却日に米穀が到着できる運送方法の選択及びコスト削減の有効な手段となる車側渡売却の活用。

(ウ) 運送中の品質保持に十分留意した夏場運送の実施。

第5節 食糧の輸入及び国際関係

1 概 況

(1) 米 穀

平成7年度からWTO協定に基づくミニマム・アクセス輸入が行われているが、11年度における食糧管理特別会計による外国産米穀の輸入量(決算ベース)は、うち米595千実t、もち米26千実tであった。

(2) 麦 類

11年度における食糧管理特別会計による小麦の輸入量(決算ベース)は、530万4千tで、うち食糧用455万6千t、飼料用74万8千tである。大麦の輸入量は157万9千tで、うち食糧用20万t、飼料用137万9千tであった。

2 米穀の輸入状況と海外の動向

(1) 輸 入 状 況

11年度における輸入の国別内訳(決算ベース)は、アメリカうち米285千実t、アメリカもち米9千実t、タイうち米129千実t、タイもち米15千実t、オーストラリアうち米97千実t、中国うち米66千実t、中国もち米2千実t、その他うち米18千実tとなっている。

(2) 米穀の国際需給と価格動向

ア 国際関係

(ア) 1999年の世界のコメの生産量(粳ベース)は、過去最高の6億440万tと見込まれている。(FAO資料

による。以下同じ)。

これは、中国等で減産となるものの、インド、バンラデシュ、ブラジル等全世界的に増産となることによる。

(イ) 99年の世界のコメの貿易量(精米ベース)は、インドネシア等の輸入の減少により、前年を下回る2,510万tとなった。

(ウ) 99年の世界のコメの期末在庫量(精米ベース)は、前年をわずかに上回る5,670万tとなった。

#### イ 国際価格

コメの国際価格の動向をBOT(タイ国貿易取引委員会)公表の価格(うち精米100%B)で見ると、インドネシアの輸入需要の減少や価格の高いタイ米への嫌気から99年4月には、260ドル/tまで下落した。

その後、輸出国の在庫不足を背景に値を戻し、6月下旬から8月にかけては、275ドル/tと安定していたが、世界的な米の供給過剰により下落基調となり、10月末には240ドル/tとなった。12月から、タイ政府による介入買入れがあり、2000年2月には、265ドル/tまで値を戻したものの、3月に入り、再び下落基調となった。4月下旬から6月中旬までは、230ドル/tで安定していたが、9月中旬には、205ドル/tと低い値で推移している。

### 3 麦類の輸入状況と海外の動向

#### (1) 輸 入 状 況

##### ア 小麦

11年度における小麦の輸入量(決算ベース)は、前年度を7万8千t下回る530万4千t(前年度は538万2千t)となった。このうち、食糧用の輸入量は前年度を1万8千t上回る455万6千t、飼料用は、前年度を9万6千t下回る74万8千tであった。

これを国別で見ると、アメリカ285万5千t、カナダ135万7千t、オーストラリア109万2千tとなっている。

##### イ 大麦

11年度における大麦の輸入量(決算ベース)は、前年度を5万1千t下回る157万9千t(前年度は163万t)となった。このうち、食糧用は20万tで精麦用及びビール用の原料として輸入された。一方、飼料用大麦については、そのほとんどを輸入に依存しており、需要量については畜産の動向、他の飼料穀物との価格関係等により変動するが、11年度の輸入量は前年を4万5千t下回る137万9千tであった。

これを国別で見ると、オーストラリア86万2千t、アメリカ39万3千t、カナダ31万2千t、その他1万2千tとなっている。

#### (2) 麦類の国際需給と価格動向

##### ア 小麦

###### (ア) 国際需給 (USDA見込)

99/2000年度の世界の小麦生産量は、単収の増加から中国、カナダで、また、前年度の干ばつによる大減産から回復した旧ソ連等で増産となるものの、価格低迷による作付面積減少からアメリカで、また、休耕率の引き上げ等からEUで減産となることにより、世界全体では前年度を0.4%下回る5億8,590万tと見込まれる。

99/2000年度の世界の小麦消費量は、飼料需要の減少によりアメリカで減少するものの、中国、インド等で増加することから、前年度を0.6%上回る5億9,410万tと見込まれる。

同年度期末の小麦在庫量は、生産量が消費量を下回ることから、前年度より6.0%減少し1億2,820万t(期末在庫率21.6%)と見込まれる。

###### (イ) 価格動向

小麦の国際価格を、国際取引指標となるシカゴ相場(小麦SRW, No.2期近物/ブッシュェル)で見ると、96年4月には、アメリカ産冬小麦の作柄懸念等により一時7.17ドルと史上最高値を更新するなど高騰したが、96年産小麦が主要生産国で軒並み増産となったことから、夏以降次第に軟化、97年2月には3.53ドルと高騰前の水準まで下落した。

97年及び98年は、両年の生産が豊作となったこと、アジア諸国の経済が混乱したこと等により価格は概ね下落傾向で推移し、特にロシアの通貨危機等の影響を受けた98年9月には77年10月以来の安値を記録した。その後、アメリカの対ロシア食糧援助やアメリカ産冬小麦の作柄懸念等で、一時的にはやや値を持ち直したものの、99年6月後半からは、アメリカでの好天により下落し、12月には2.24ドルと最安値を更新した。

2000年に入ってから、アメリカ中西部での干ばつ懸念が払拭されたことから軟調に推移している。(2000年10月2ドル60セント台)

##### イ 大麦

###### (ア) 国際需給 (USDA見込)

99/2000年度の世界の大麦生産量は、カナダ、旧ソ連等で増産となるものの、アメリカ、EU、オーストラリア等多くの主要生産国で軒並み減産となることから、世界全体では前年度を6.7%下回る1億2,750万tと見込まれる。

99/2000年度の世界の大麦消費量についても、旧ソ連、オーストラリア等で減少することから、世界全体では前年度を4.3%下回る1億3,280万tと見込まれる。